

かき殻の江波地区への一時保管について

1 要旨・目的

県内のかき殻堆積場が満杯に近い状態にあることから、既存の堆積場とは別に、広島市中区江波沖町の県有地を一時保管場所として、広島かき生産対策協議会に貸し付けることとしたので報告する。

2 現状・背景

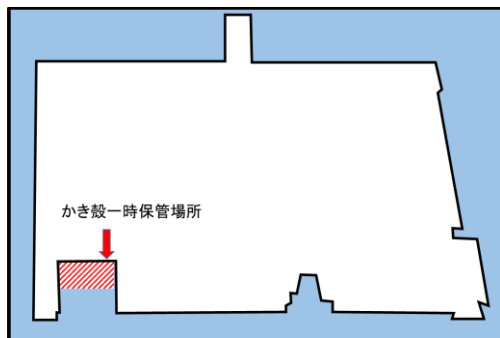
肥料価格高騰や鳥インフルエンザ等の影響により、肥料や飼料向けの加工量が減少するなど需要が低迷しているかき殻について、漁場の環境改善への活用など、新たな有効活用法の検討を進める必要がある。

中長期的な活用法を探る一方で、県内6か所のかき殻堆積場は満杯に近い状態となっていることから、当面の生産への影響を回避するため、既存の堆積場とは別の一時保管場所の確保が急務となっていた。

そこで、生産者団体等と協議を進めた結果、広島市中区江波沖町の県有地を一時保管場所として、広島かき生産対策協議会に貸し付けることで合意した。

3 一時保管場所の概要

- (1) 場 所 広島市中区江波沖町 1588 番地 12 の一部
- (2) 面 積 21,000 m² (150m×140m)
- (3) 保管面積 10,500 m² (75m×140m)
 ※今期(～5月)は区画の北側のみ使用
- (4) 保 管 量 最大 63,000 m³ (堆積高さ：小潮の満潮位以下)
 ※今期(～5月)の予想超過量 37,000 m³以上の容量を確保
- (5) 期 間 令和6年2月下旬から3年間(土地使用賃貸借契約は1年更新を想定)
- (6) 管理主体 生産者団体(広島かき生産対策協議会)
- (7) 管理内容 「かき殻及びかき殻洗浄残渣等の処理要領(S55 広島県)」に準じて管理。



平面図



位置図

4 今後の対応

既存の堆積場の容量超過が見込まれる2月下旬以降の搬入が可能となるよう、土地使用賃貸借契約など、必要な手続きを早急に進める。